

## 新規社会教育関係団体 認定申請を受け付けます

本町では、文化・スポーツ活動などを行っている団体を社会教育認定団体として登録し、各種支援を行っています。

今年度も新たに組織した社会教育関係団体からの認定申請を受け付けます。

### ○認定の要件／

- ①社会教育に関する事業を主な目的としている団体。
- ②団体意志を決定・執行し、代表する機構、機関が確立されていることが明確な規約などがあること。
- ③経理、監査など、会計機構があること。
- ④団体活動の本拠としての事務所があること。
- ⑤団体の会員が原則として5人以上いること。

※5人に満たない場合であっても主として社会教育に関する事業を行い、その成果が十分期待できる団体は下記に問い合わせください。

### ○認定団体に対する優遇措置／

- ①大会、研修会などに参加する場合の車両借上げ料の補助など。
- ②有料体育施設の専用使用料の50%減額。
- ③開発センター使用料の減免（入場料収受の際を除く）
- ④公民館使用料の免除
- ⑤コンベンションホール使用料の免除

### ○受付期間／随時

○受付場所／団体が使用している公民館や農業者トレーニングセンター

○問い合わせ／教育委員会社会教育課社会教育係（☎内線288）

## みなさんの文化活動を 支援します！

本町では、文化の振興に寄与する活動を行う団体などの取り組みを支援しています。

### 文化振興助成金

○定義／文化とは芸術（音楽、美術、文学、芸能）および科学（自然科学、人文科学）をいう

### ○対象／

- ①町内において文化活動をする団体などが、発表会・講演会・展覧会・展示会を開催するとき、または出版物を刊行するとき。
- ②全道的な規模以上の発表会等を町内で開催するとき、または町内および町外において開催する発表会などに参加・出場するとき。
- ③児童生徒が、予選などを経て全道的な規模以上の発表会等に参加・出場するとき。
- ④団体などが指導者の育成を図るため研修会や講習会を町内で開催するとき、または町内及び町外で開催する研修会や講習会に参加するとき。

※団体などが営利を目的とすると認められる活動は対象外です。

### ○補助対象経費／

- ①発表会などの開催もしくは参加する場合の参加費や交通費、宿泊費
- ②出版物を刊行する場合は印刷製本費
- ③指導者育成のための研修会、講習会などの講師派遣費用

○補助率／補助率は補助対象経費の2分の1

※補助対象は、1団体、1年度、1事業です。

### ○募集期間／随時

※詳しくは下記まで問い合わせください。

○申し込み・問い合わせ／教育委員会社会教育課社会教育係（☎内線288）

## 調理師試験の案内

平成24年度調理師試験を次のとおり行います。

○日時／8月30日(木)、午後1時30分～4時

○試験地／釧路市

○試験科目・試験方法／食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学および調理理論について筆記試験を実施

○受験資格／中学校を卒業し、寄宿舎、学校、病院などの施設または飲食店、魚介類販売、惣菜製造業の営業において5月25日までに2年以上調理の業務をされた方

○受付期間／5月14日(月)～25日(金)

○提出書類／受験願書、受験者整理カード（出願前3カ月以内に脱帽して、正面上半身を撮影した写真を貼り付けたもの）、入力通知書

○受験手数料／6,700円

○受験願書の配布先／釧路保健所標茶支所、釧路保健所で配布

○問い合わせ／釧路保健所子ども・健康推進課健康増進係（☎0154-22-1233）

## 人権に関する 相談はこちらへ

人権擁護委員による「特設人権相談所」が下記のとおり開催されますので気軽に相談してください。相談は無料で秘密は守られます。

○日時／6月1日(金)、午後1時～3時

○場所／社会福祉センター

○相談内容／家庭の問題、不動産や金銭貸借、損害賠償など民事問題や刑事問題、嫌がらせなどの人権問題

## 町税および各使用料などの夜間納付窓口の開設

本町では毎月、夜間納付窓口を開設しています。

今月の窓口開設日は次のとおりです。普段お仕事などで納付しづらい方、納付方法などについて相談したい方は利用してください。

町税などは、みなさんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

- 日時／5月30日(水)、31日(木)  
午後8時まで
- 場所／役場1階⑨番窓口
- 問い合わせ／役場税務課納税係  
(☎内線155) および各担当係

## やすらぎ園代替 臨時職員を募集します

町立特別養護老人ホームやすらぎ園では、調理職の代替臨時職員1名を募集します。



- 募集職種／調理員
- 雇用期間／6月1日～平成25年3月31日(予定)
- 募集要件／資格要件は問いません。変則交代勤務が可能な方。
- 提出書類／
  - ・履歴書(上半身写真添付)
  - ・納税確認書(本人・配偶者分)
- ※町民のみ
  - ・資格を有する(見込みを含む)方は、資格証または修了証(写)の添付
- 提出期限／5月15日(火)
- 提出・問い合わせ／町立特別養護老人ホームやすらぎ園 (☎485-3501)

## 町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

- 売り払い物件・価格／役場ホームページに掲載(アドレスは20ページ参照)
- 申込方法／普通財産譲与(譲渡)申請書(役場ホームページまたは下記係に設置)に必要な事項を記入し、下記係に提出
- 受付時間／  
午前8時45分～午後5時30分(土・日曜日、祝日は除く)
- 申し込み・問い合わせ／  
役場管理課管財係  
(1階⑦番窓口 ☎内線141)

## 釧路湿原川 レンジャー募集

釧路湿原の河川環境保全の取り組みとして、釧路湿原の良好な河川環境づくりに貢献することを目的としています。

- 募集定員／先着150人
- 申込期間／5月8日(火)～10日(木)
- 受付時間／午前9時～午後5時
- 申し込み・問い合わせ／釧路開発建設部 (☎0120-8946-42)

## 広報しべちゃ7月号 有料広告募集

- 申込方法・申込期間／  
6月5日(火)までに下記係へ申し込みください。  
(原稿は原則電子データ)
- 申し込み・問い合わせ／  
役場企画財政課地域振興係  
(2階⑩番窓口 ☎内線224)
- ※申込多数の場合は先着順

## 納期限のお知らせ

5月25日(金)は、固定資産税1期、軽自動車税の納付期限です。

## 学校開放農場友の会 会員募集

北海道標茶高等学校開放農場友の会に加入し、野菜作りを体験してみませんか。

- 区画／10m×12m予定(1区画)
- 活動予定／
  - ・本校会議室にて農場友の会打ち合わせ…5月11日(金)、午後7時～
  - ・農場開放開始予定…5月19日(土)
  - ・農場開放終了…10月28日(日)
- 加入条件／除草管理や栽培管理を責任を持っておこなっていただけの方。
- 申込締切／5月8日(火)
- 問い合わせ／北海道標茶高校 嶋さん、山崎さん (☎485-2049)
- ※土・日曜日、祝日および5月1日(開校記念日)は学校休業日ですので、上記以外の平日に申し込み、問い合わせをお願いします。

## 道東一斉すすらん 無料法律相談

弁護士に日ごろの悩みを相談してみませんか。

- 日時／5月17日(木)、午後1～4時
- 場所／役場図書室会議室
- 相談内容／借金、離婚、相続・遺言、不動産、消費者問題、その他法律問題全般
- 相談料／無料(予約制)
- 予約・問い合わせ／役場総務課庶務係(2階⑫番窓口 ☎内線211)



# 森林火災を 起こさないために!!



毎年この時季は空気が乾燥して風が強くなり、山火事や野火などの林野火災が発生しやすくなります。

その原因の多くは、ごみの野外焼却や山菜採りで入林した時のタバコの投げ捨てによるものです。

以下の事項を守り、本町の林野火災をゼロにしましょう。

## ■林野火災を防ぐための注意事項

- 枯れ草などのある場所では火を使用しない
  - タバコの吸い殻は必ず消し、投げ捨てない
  - 火遊びをしない
  - キャンプなどで火気を使用する場合は、その場を離れず使用後は完全に消火すること
  - ごみの野外焼却は絶対にしない
- ※基準に従わないごみの野外焼却は法律で禁止されており、罰金も科せられます。

# 消防だより



標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>

## 生石灰の保管方法に注意!!



みなさんは生石灰をご存知でしょうか？生石灰は土壌改良や農場の消毒などに使われていますが、水が付くと化学反応を起こして発熱するという危険な性質があります。過去に本町でもこの生石灰を原因とした火災が数多く発生していますが、保管方法をきちんとしていれば問題はありません。保管をする際は次のことに十分注意しましょう。

### ■注意事項

- 保管をする時は台などの上に置いて保管する。
- ドアや窓など（雨水の入りそうな所）の付近に置かない。
- 周囲に燃える物を置かない。
- サイレージなどの重し代わりに使用しない。

## 新人職員の紹介



4月1日に新規採用された職員を紹介します。  
和田山哲史 18歳 標茶町出身  
「先輩方の行動を常に観察し、色々な技術・知識を身につけて少しでも早く一人前になれるよう頑張ります。」

## 標茶消防署に配属された職員の紹介



4月1日より、消防本部から大越慎太郎副士長が標茶消防署に配属されました。  
「消防本部に6年勤務し今回、標茶消防署に配属となりました。よろしくお願ひします。」

# 土地の境界の トラブル防止のために

本町では、昭和43年から地籍調査事業を実施しており、現在までに、宅地・農用地の約93%が完了しました。  
また、市街地の調査が全て完了してから約10年が経過、土地の状況や境界が変わっている場合も見受けられます。



### ●土地の境界とは

土地の境界には、「筆界」と「所有権界」の2種類があります。

「筆界」とは、法務局に登記されている土地の境界のことです。

「所有権界」とは、実際に使われている土地の境界のことです。

### ●筆界の目印

地籍調査実施後に土地所有者の希望により埋設された、赤いコンクリート杭（写真）などの境界杭があります。



なお、筆界の目印となる境界杭の位置が埋設の際に数センチ程度、誤差が生じて埋設される場合があります。

### ●境界トラブル防止のために

所有権界については、隣どうしの話し合いによりまします。

塀や生け垣など、境界の目安となる物は、隣の方と話し合いをしてから設置すると、トラブルの防止となります。

また、土地の売り買いをするときは、筆界の目印となっている境界杭のほか、既に設置されている塀の位置やそれらを誰がいつ頃作ったのかを、売り主、買い主、隣接者の三者で確認しておくことが重要です。

今後の土地の境界トラブル防止のためにも、あらためて土地の境界の確認についてお勧めします。

### ■問い合わせ／役場管理課土地情報係

(一階)⑥番窓口 ☎485-2111 内線144